

利用定員の設定について

「認可定員」…「教育・保育施設」及び「地域型保育事業」の認可を受ける際に、その設備及び運営の基準を満たす定員のことをいう。

教育・保育施設については兵庫県が、地域型保育事業については加古川市がそれぞれ認可を行っている。

「利用定員」…認可を受けた「教育・保育施設」及び「地域型保育事業」のうち、市が定めた運営に関する基準に沿って「教育・保育」を提供する施設・事業者であるかを市が「確認」する際に、「認可定員」の範囲内で設定する定員のことをいう。

市から「確認」を受けた「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業所」は、子ども・子育て支援法に基づく「施設型給付・地域型保育給付」の対象となります。

市が「利用定員」を設定するにあたっては、子ども・子育て会議での意見聴取を行うものとされています。

以下の施設・事業所は、現在、兵庫県及び加古川市と認可に向けた協議を行っているところであり、設置認可後、加古川市が確認を行う際に設定する利用定員の案について、子ども・子育て会議での意見聴取を行うものです。

(1) 平成27年10月1日付け 認可（予定）に伴う利用定員の設定（案）

(単位：人)

提供区域	設置者		施設・事業所		利用定員数 (増減定員数)			
	公私	施設類型	名称	所在地	1号認定 子ども	2号認定 子ども	3号認定 子ども	合計
A	私	小規模A	たんぼぼ保育園	平岡町新在家55	-	-	12	12
							(12)	(12)
A	私	事業所内	チャイルドハート保育サロン 東加古川園	平岡町新在家2-264-18	-	-	19	19
							(19)	(19)
全域	増減予定定員合計				-	-	31	31

(2) 平成28年4月1日付け 認可・認定（予定）に伴う利用定員の設定（案）

(単位：人)

提供区域	設置者		施設・事業所		利用定員数 (増減定員数)			
	公私	施設類型	名称	所在地	1号認定 子ども	2号認定 子ども	3号認定 子ども	合計
A	私	認定こども園	幼保連携型認定こども園 加古川こども園	加古川町木村196-3	10	105	45	160
					(10)	(0)	(0)	(10)
A	私	認定こども園	認定こども園せきれい保育園	平岡町土山1163 平岡町土山1200-1	15	70	55	140
					(0)	(34)	(11)	(45)
A	私	認定こども園	幼保連携型認定こども園 加古のうみこども園	別府町中島町7	10	130	70	210
					(10)	(0)	(0)	(10)
A	私	保育所	(仮称) ポポラー加古川別府園	別府町本町1丁目16	-	36	27	63
						(36)	(27)	(63)
A	私	保育所	(仮称) オリーブ保育園	別府町新野辺1238	-	45	15	60
						(45)	(15)	(60)
A	私	保育所	(仮称) プリス쿨ベふ	別府町新野辺北町7丁目98	-	36	24	60
						(36)	(24)	(60)
A	私	小規模A	(仮称) しんきエンジェルハート 保育園 ※	平岡町二俣642-1	-	-	19	19
							(19)	(19)
B	私	認定こども園	あかりこども園	山手1丁目19-5	30	273	77	380
					(30)	(50)	(0)	(80)
B	私	認定こども園	八幡こども園	八幡町下村1024-2	15	55	25	95
					(15)	(1)	(4)	(20)
C	私	認定こども園	幼保連携型認定こども園 ゆき保育園	志方町投松147	10	47	33	90
					(10)	(▲3)	(13)	(20)
全域	増減予定定員合計				75	199	113	387

※ 地域型保育事業所（小規模A）については、平成28年3月31日以前に認可を行うことがあります。